

誓 約 書

年 月 日

横浜市長

開発者住所

氏名

建築主住所

氏名

第 開 号による開発行為の許可の施行区域内に建築する共同住宅の販売用のモデルルーム（仮設事務所）については、次のことを誓約します。

- 1 当該建築物は、建築基準法に基づく検査済証の交付を受け、かつ、市長の承認を受けた後に使用します。
- 2 当該建築物の使用にあたっては、開発行為に関する工事によって設置される給排水施設を使用しません。
- 3 土地利用を図る区域と、開発行為に関する工事を行っている箇所は仮囲いで分離をして、利用者の安全を図ります。
- 4 当該建築物は都市計画法第 36 条第 1 項の規定による工事の完了届を行う前に除却します。